維持管理基準(案)の概要

国土交通省

平成22年度に策定し、毎年見直している維持管理基準について、平成25年度は、「国道(国管理)の維持管理等に関する検討会」における議論も踏まえ、巡回、清掃、除雪の基準を見直し
引き続き、基準を運用しつつ、データの蓄積・分析を行い、必要に応じて見直し

維持管理基準(案)抜粋

1. 巡回
   - ▸ 50,000台/日以上　:原則　1日に1回
     5,000台/日以上～50,000台/日未満　:原則　2日に1回
     5,000台/日未満　:原則　3日に1回

2. 清掃
   路面清掃
   (以下を目安に塵埃量に応じた適切な頻度を設定)
   - ▸ 年間　12回(三大都市内)
     年間　6回(DID地区内)
     年間　1回(上記以外)

   歩道清掃
   - ▸ 落葉対策を除き、原則実施しない

3. 除草
   - ▸ 以下の繁茂状況を目安に実施
     - ・建築限界内の通行の安全確保ができない場合
     - ・運転者からの視認性が確保できない場合

4. 剪定
   - ▸高木・中低木　3年に1回程度を目安
     樹種による生長速度の違い等を踏まえて実施
   - ▸寄植　1 年に1回程度を目安

5. 除雪
   大規模な通行止めが生じないよう、
   また、一定程度の旅行速度が保たれるよう
   - ▸新雪除雪は5～10cm程度の降雪量を目安に実施
   - ▸凍結防止剤散布は20g/㎡程度を目安に実施

維　持

巡回

清掃

除草

剪定

除雪

凍結防止剤散布